

井上哲次郎と大東文化学院紛擾

— 漢学者養成機関における「皇学」論をめぐつて —

浅沼 薫 奈

はじめに

大東文化学院設立三年目の一九二六（大正十五）年に起きた紛擾事件は、学院内経営人事に端を発した騒動であり、井上哲次郎の不敬事件が起る背景の一つともなった。

周知のように、井上哲次郎不敬事件は、一九二五（大正十四）年九月に発表した著書『我が国体と国民道德』中、三種の神器の解釈について不敬箇所ありとする非難を受けた筆禍事件である。これにより、哲次郎は在職中であつた大東文化学院総長の職をはじめ、文政審議会委員、貴族院議員、帝国学士院会員などすべての公職を辞任するとともに、即座に同書を自費により自主的に回収するも、一九二七（昭和二）年になって頒布禁止処分を受けることとなった。

一八九一（明治二十三）年に『勅語衍義』を発表して以降、「国家主義」「国体論」の形成と相対化とに尽力した権威者として認められ、天皇制イデオロギーの正統解説者、指導者としての揺るぎない位置を占めていたはずの哲次郎にとって、「予期せざる陥穽」^①

であつたとされる不敬事件については、これまでの研究により、時代の変化に合わせ国体思想の再編を試みた結果に起きた「伝統的国体論から不敬の攻撃を受けて挫折するという象徴的事例」^②であり、「普遍性（人道主義）」を特殊の前提、つまりは天皇の権威は普遍的価値によつて保障されると説明した時（中略）正当イデオログ井上は、顕教としてそれを展開したが故に失脚」^③したものの見解及び評価が導かれている。

一方、この不敬事件は、「同時代において、不敬事件と学院の紛争が統合して理解され」^④「不敬事件は単純な筆禍事件でなく、大東文化学院の紛争に起点を持つものであり、当事者にもそう理解されていた」^⑤とされているように、そもそも大東文化学院における経営改革・学院経営人事をめぐる争いに深く関わっていた。^⑥後に哲次郎はこの不敬事件を振り返つて、「反对者中イニシエチーブを取つた者は初から不純動機を抱いて居つた。委しく之を云へば、自分の真意如何を確かむる必要はない。是が非でも自分を葬り去ら

うといふのが目的であるからして、自分を壓倒し脅迫して、俄然自分を窮地に陥れようとした」^②と哲次郎を貶めるために起きた事件であったと述べており、他の要因がその背景にあったことを示唆している。

東京帝国大学教授を退官後、一九二五（大正十四）年四月に大東文化学院第二代総長に就任した哲次郎は、同年十一月より大東文化協会とともに大東文化学院「改革案」を教授会に発案する。しかし、「帝大型」の教授方針を示した「改革案」に対して、早稲田大学出身者を中心としたいいわゆる在野学者である「私学派」教授陣が猛烈に反発し、その結果、罷免者や辞職者が多発するという騒ぎとなった。さらにこの争いは学生間にも波及し、退学者が続出するという混乱状態に陥り、そのため学生達が二度にわたる「同盟休校」を行うなど、一般新聞紙上をも賑わす大騒動へと発展した。一連の騒動がようやく鎮静化するのには、一九二六（大正一五）年十月の哲次郎辞任から一年以上が経過した一九二八（昭和三）年末であった。一方、この紛擾事件によって罷免あるいは退職処分となった「私学派」教授陣の一部は、『東洋文化』『日本及日本人』等といった雑誌メディアを通して哲次郎批判を繰り返すという行動に出た。そして、頭山満の発した哲次郎の著書批判を契機として、『我が国体と国民道徳』中の文言批判を行い、「不敬漢」としてさらに非難を続けたのであった。

ただし、不敬事件は「大正から昭和への諒闇と大赦のなかで消えてしまった」^③とされるように、時代の移行の最中において急速

に鳴りをひそめるようになり、一九二八（昭和三）年には『新修国民道徳概論』を刊行するなど、哲次郎は間もなく伝統的国体論の提唱者としての位置へ復帰している。さらに、大東文化学院で起きた紛擾についても、哲次郎は自身が発刊した雑誌『東亜の光』中において「大東文化学院改革の真相」という文章を発表した以外に語ることはほとんどなかったし、同様に学院紛擾について「官学派」及び協会が発した文書も少なく、その数はごく限られたものであった。そのため資料的な限界があり、これまで大東文化学院紛擾の基本経緯は大東文化協会が機関誌『大東文化』上で発した二本の文書によって理解されてきたため、争点や具体的な意見及び動向など基本的な事項すら不明瞭な点が残されている。

しかし、これらの点を明らかにすることは、井上哲次郎不敬事件の前提を明らかにすることだけでなく、初期大東文化学院内における教育課程設置論議の分析を通して大正期日本の儒学思想復興のための普及政策がいかなるものであったのか、また当時の帝国大学と私立大学との学問観がどのような相違を見せていたのかを探る一助にもなると思われる。本稿では、比較的多く発表された「私学派」による主張や哲次郎批判、大東文化学院の教育観の特徴、また学生達が「大東文化協会首脳陣等へ宛てた書簡類から、紛擾の全体像を明らかにすると同時に右記の課題について考察を試みたい。

一、大東文化学院の設立目的と学院紛擾の経緯

大東文化学院は、「漢学振興に関する建議」に基づき一九二三

(大正十二)年二月に設立された大東文化協会^⑨によって、その教育思想を体现するために同年九月に文部省の設置認可を受け、翌年二月に私立専門学校として開校した。国庫補助による全額給費制度を掲げたことや、創設時の「大東文化学院学則」に「本学院は本邦固有の皇道及国体に醇化せる儒教を主旨として東洋文化に関する教育を施すことを以て目的とす」^⑩として皇道及国体に醇化した儒教、東洋文化について教育を行うことを第一の目的に謳っていることから、当時の私立専門学校の中でもかなり特殊な性格を持つて設立された高等教育機関であったと言える。

上記のことは、大東文化学院初代総長に着任した平沼騏一郎の第一回始業式における訓辞からさらに具体的に見て取ることができ、すなわち、「我国は古来の国史の成跡に徴し道徳彝倫に基きて智識事業に及ぼし国体の精華を發揮するを以て教育の根本方針」^⑪としており、「教育勅語の御趣旨を実行するを以て急務」であることから、大東文化学院の創設は道徳、国体強化を目的としたものである。その設立方針に基づき、「二千年來皇道を輔翼し我国体に醇化せる儒学を振興し普及するを以て眼目とし、学則に於ては特に皇学の一科を設けて其の標的を明にせり」と、その設立及び教育目的を述べている。このことから、大東文化学院の教育は、何よりもまず「皇道及国体に醇化した儒学」「皇学」が主であるとしており、さらに平沼は続けて、広く智識を得ることは必要であるが、「諸学科を講習するに当りては、常に本学院究極の目的に背馳せざること留意」するように述べていることから、大東文化学院は「漢学

振興」にあたって「究極の目的」とする、「皇道」「儒学」の思想を追及することのみを念頭に置く教育を目指していたのであった。

さて、井上哲次郎は一九二三(大正十二)年三月に東京帝国大学教授を退官した後、一九二四(大正十三)年十月より大東文化学院教授及び教授会長に着任し、一九二五(大正十四)年四月より翌年十月まで平沼の後任として大東文化学院第二代総長をつとめた。総長就任が決まったのは一九二五(大正十四)年二月十六日の理事会においてであり、哲次郎のもとには、大東文化協会初代会頭大木遠吉、大東文化学院教授兼理事牧野謙次郎等から、第二代総長を哲次郎とする理事会決定の旨を知らせるとともに期待を寄せる内容を含んだ書簡が届けられている。^⑫なお、哲次郎は総長就任は初代総長平沼からの要請によるものであったと後に述べている。^⑬

一九二五(大正十四)年四月より総長職についた哲次郎は、「大東文化学院改革案」を協会副会頭大嶋健一及び協会幹事長木下成太郎等とともに作成提案し、同年十二月の教授会において審議を行った。この時の「改革案」そのものは未詳であるが、改革事項の骨子は、「経費の節約を図り且つ事務の分担を正したること」「教授法に改良を加へたること」「教科用書の選択を厳正にしたること」の大きく三点であったとされる。^⑭

「私学派」発表の記録『大東文化学院紛擾の顛末』^⑮におさめられた「大東文化学院紛擾の真相」^⑯によれば、そもそも「改革案」は、大東文化協会創立者の一人であり同常任理事を務めていた木下成太郎が、大東文化学院教授であり教務部長を務めていた牧野謙次郎が

学院の会計財務一切を取り仕切っていることを不満に思っていたことから始まったものであったとしている。哲次郎の「改革案」の提出は、そういった協会側の事情を背景としたものでもあり、総長に就任した哲次郎は自身及び大東文化協会の都合によって事務分担の改正を提言し、さらには自身の帝国大学時代の門下生等を配置するために学科目変更を求めたものであった、と断じているのである。すなわち、「改革案」は必ずしも純粹な学問学科目編成上の問題意識から改正しようとしたものではないとし、また、教授会において哲次郎が提案した学院改革案に反対した私学派の松平康國・内田周平両教授が退席し、佐藤仁之助教授が井上総長と激論するといった紛糾に至ったことについても議長である哲次郎の責任問題であると主張したのであった。

他方、哲次郎が自身で創刊した雑誌『東亜の光』に発表した「大東文化学院改革の真相」は、「改革案」の提案と直後の混乱までの経緯が記されたものである。それによれば「初め五六ヶ月間は前総長の仕来りを其の儘踏襲してをった」が、「九月末頃からソコ、立入って内部の組織、学科配当又は学生の情態等に注意を払ひ、精細に観察し初めたところが、改良刷新すべき点が少くないことを見出した」¹⁷ ために学院の改革刷新を企てた、としている。つまり、一九二五（大正十四）年九月以降になって哲次郎自身が学院内部の組織及び学科改正の必要性を感じ、断行しようとしたということである。

しかし、「学院内部には別に中心がある、即ち教務管理の牧野謙

次郎氏、是れに教務主任の松本洪氏などがあつて、是が中心となつて実権を握つてをるやうな次第で、総長の意見は容易に通らない。学科の改正にしても、教育施設の変更にしても、総長が遣り出さうとすれば牧野氏等が共同して反対するので、総長の意見は殆んど皆沮止されて了ふ」¹⁸ といった現状のなか、「第一、『太平記』のやうな学院の教科書に使用すべからざるものを教科書に用ひたり、又、皇学として当然採用すべき『中朝事實』の如きものを採用しなかつたり、種々変更を要すべきこともあり、又教育上から見て余りに詰り込み主義で授業時間も多過ぎ其の為め学生の健康を害ふこと甚だしく」¹⁹、それらの問題について同年十一月二十八日の教授会において学科改正案を議に附したところ、猛烈に反対説を唱へ稍々不穩に陥る者が多かつた、としている。

教務を取り仕切っていた牧野謙次郎及び松本洪はともに早稲田系学者であり、教務は給与・兵役事務そのほか一切の学院運営を掌握していた部署であつた。すなわち、哲次郎は、「私学派」が学院の中核にいて取り仕切っていることや、「教務主任は総長の秘書役であるべきのに、松本氏は決して総長の秘書役を勉めず、寧ろ牧野氏の秘書役であつた。それで総長は少しも秘密を保つことは出来なかつた」²⁰ ことを不満に思っていたということであつた。また、「太平記」を廃し「中朝事實」を採用するということや授業時間が多すぎるから短縮すべきであるといった意見は、帝国大学が採用しているテキストを使い、帝国大学の一般的な形態であつた講義方式を用いて授業時間を短縮するということであり、輪講輪読といった当時

の私学における一般的授業方式を否定する提案であった。

哲次郎は十二月四日になって再び教授会において改革案を提案し、「再度之れを議に附したところが、議中途にして松平康國氏が不穩なる態度を取つて、声高に此の案は吾々と全然意見を異にするからして議するに及ばずと言つて、奮然袂を払つて立ち去つたのである、次いで内田周平氏も亦不穩なる態度を取つて立ち去り、それから川田、那智、川合、佐藤、國分の六人が立ち去つたのである。それで其の形跡は一種のストライキといふべき有様であつた」⁽²¹⁾と述べ、たとえ総長と意見を異にしていたとしても総長が閉会を告げるまではそこに止まるべきであるのに、秩序を破り、礼儀を乱り、議場を混乱に陥れ、甚だしく議長たる総長を侮辱した、と憤慨した。そして、「其の時の教授の出席者は総計二十一人で、此の中の八人(ツマ)が突然退席したのであるからして尚ほ會議は続けられないことはなかつたけれども、右のやうな騷擾の爲めに延会と致して、其の日の教授会は閉ぢたのである」⁽²²⁾として、教授会が紛糾した様を述べている。

その後、十二月～三月にかけての入学試験及び学年試験が終了してから、三月二十七日になって協会及び学院の予算が決定し、それから三月三十一日午前に処務規程の改正が行われ、「愈々改革を断行する時機となつて来た」⁽²³⁾と考えた哲次郎は、三月三十一日午後、松平康國、内田周平、佐藤仁之助の三名に教授解職の辞令書を發送して罷免し、教務主任の松本洪には教務主任としては不適任であるから解職するが助教として教壇に立つことは差し支えないと

した。そして、四月一～二日にかけて大多数の教授を呼び出し、その一人ひとりに三教授解職の理由を説明したが、そこでは誰一人異論を唱える者はいなかつたとしてゐる。ところが、すぐに三教授罷免の処置について学院内から非難の声があがってきて、四月四日になって川合孝太郎、池田四郎次郎等十二名の連署により内田、松平、佐藤の復職請願書を総長宛てに送つてきた。さらに四月九日になると、細田謙蔵、那智佐典の此の二人が又大体同じやうな復職請願書を携へて哲次郎に会見を求めた。そこで三人の復職は断じて認めない旨を改めて伝えたところ、「十二名連署した者の外に細田謙蔵氏を加へて十三名の者が悉く辞表を呈出し」⁽²⁴⁾、はじめ十二名であつた復職請願書の連署は最終的には十六名となり、さらに彼らは自身の辞意を届け出てきたため、哲次郎は彼らにも解職通知を發したのであつた。なお、その後四月十二日に始業式が行われ、十三日より授業が開始されたが、哲次郎が自ら選定した東京帝国大学出身者を中心に教員補充を行つたために授業運営に関しては問題なかつたとしている。

以上が哲次郎による記録である。一方、前述したように、大東文化協会は上記の事態に際して協会機関紙『大東文化』上にすぐさま二つの声明文「読者諸賢に告ぐ」「大東文化学院改革顛末」⁽²⁵⁾を掲載した。これによれば、改革案を提議するにあたり「実行に方りては二三教授の淘汰は免る可からざるも、勉めて人事の移動を避くべき希望なりしも、教授の多数は総長の改正案に反対せるのみならず、其の二三者は宥恕し難き言動を敢てし、到底不問に附するを得ざ

りしを以て、本年三月三十一日其の教職を免じたり。(中略)学院は止むを得ず四月三十日に至りて連袂辞職者十六名を解職せり」²⁶⁾と述べており、そこに記されている経緯は哲次郎の記述とほぼ同様であった。

この事件により罷免され、あるいは辞職した「私学派」教授陣はその後、雑誌媒体等を主に利用して主義主張を繰り返した。例えば、教務部主任であった松本洪は「名誉毀損の浮説に就いて」²⁷⁾を發表し、教務上の手続き等について哲次郎から非難を受けたことに對して反論し、経理上・金銭出納については指摘されたような根拠はないとして学院会計の流れを具体的に示して訴えている。また、後述するように、こうした教員間の波紋は程なくして学生にも及ぶこととなり、それによって授業の妨害や退学者が続出するといった事態へ陥っていった。事態収拾のために学院内では総長の交代を繰り返し、退学学生や「私学派」教授陣の学院への復帰を実現させるとともに、哲次郎の意向に沿って変化していた学科課程も従来のもへと戻すことになるが、「官学派」教授二十一名がこうした方針を非難して辞職することとなり、さらには続く学院の混乱状況に不満を抱いた学生等が同盟休校を断行するといった騒動へ発展し、実際には授業も満足に開講出来ない混乱した状態が一九二八(昭和三年)年末まで続いたのであった。

二、大東文化学院「学科課程」決定過程と「私学派」の主張

以上のように、学院紛擾の直接の起因は学院内の事務規程改正及

び学科目改定を目指した哲次郎の「改革案」であり、そのやり方に「私学派」教授陣が反発し総辞職するという騒動であった。「私学派」教授陣の一斉総辞職に際しては、哲次郎が速やかに自身の門下生を中心とした教員を集め対処したため直後の新学期の授業は滞りなく開始された。そしてこのことは同時に、一時的にせよ、哲次郎が望んだ「帝大型」への学科改正をも実行するものとなった。輪講輪読といった当時の私学における一般的な授業方式を否定すると同時に「古事記」「太平記」等といった私学の伝統的なテキストを廃して、帝国大学の一般的な形態であった講義方式を用いて授業時間を短縮し帝国大学が採択しているテキスト及びカリキュラムに倣うという方針へ変更することとなったからである。しかし、その一方で、この改革は大東文化学院の独自性と伝統感とを否定する側面も持ち合わせていた。いみじくも『国民新聞』が紛擾中の大東文化学院を評して、「外面的な人事問題を離れて、それを内面的に観察するときには、そこには可なり複雑な、そして又、今日の吾々が考へて見なければならぬ学問討究上の問題を含んでいる」²⁸⁾と指摘しているが、まさに官民間の学問観の争いそのものであったのである。

大東文化学院は、設立時からの目的として「漢学振興」を謳ったほか、その「究極の目的」として特に重要な科目として「皇学」「儒学」を置いたことは前述した通りである。設立時の「大東文化学院学則」第七条「学科課程」(表1参照)を見ると、「皇学」として置かれた学科目は、「古事記」「万葉集」「神皇正統記」「太平記」「弘道館記述義」等であり、これらの学科目は「漢学」ないし「儒学」の枠

におさまるものではなく、まさに『皇学』としかいいようのないもの（中略）当時の大学、高等師範学校、専門学校などにおいて、このような科目をおいているものは他にはなかった」²⁸のものであった。すなわち、この学則上に示された学科課程は大東文化学院の独自性を最も高く表したものであったということであり、同時に、学院創設時よりの教員がしばしば「学院の憲法」²⁹と呼びかえるほどの重要性を持ったものとして考えていたものであった。つまり「改革案」を提案するに及んで哲次郎が否定したこれらの科目は、そもそもが「皇学」という特有の概念³⁰の、言い換えれば大東文化学院の存在意義のもとに設けられた科目であり、大東文化学院の根底概念を否定したとことと同じであると「私学派」教授等は主張し、反発したのである。

このように、当時として極めて独自性が高かった学科課程であるが、実はもともとが東京帝国大学及び京都帝国大学と私学との折衷案を採るといった複雑な過程を経て制定されたものであった。

大東文化協会は、その重大事業の一つとして漢学の専門者養成機関である大東文化学院設立を掲げていたことは前述した通りであるが、実際の設立準備に及んで「学院創設委員会」を設け、「学科課程の制定を以て重要となし、特に東西両大学並に私学の代表者を招きて、慎重審議を重ねしめ」³¹ようとした。すなわち、東京帝国大学、京都帝国大学、私立大学の三つの代表者の話し合いによって新たに設立する大東文化学院の学科課程を決定しようとしたのである。しかし、東京帝国大学は「学者は各其の専門を異にすと雖も、

現代流行の學術思想に通曉する所なかるべからず」³²として漢書の購読を十二時間として十六〜七時間は歴史法制倫理哲学等を講義することを主張し、京都帝国大学はそれでは既成の学校とほとんど同様であり新たに大東文化学院を設立する意味をなさないと主張しつつも「皇典の如きは、固より尊重すべきも、漢学力已に十分ならば、皇典は自然に会得するを得べし」³³として「皇典」に関するものは多く設ける必要はないと主張した。それらに対し、私立大学側は、漢学研鑽の必要性に関しては京大と同意見としつつもさらに「皇学を重し、西洋科学をも多少参考するの必要ある」³⁴ことを主張した。なお、ここで言う私立大学側とは早稲田大学を中心としていたが、他に明治大学、日本大学、東洋協会大学（拓殖大学）等の関係者も含んでいた。

このように三者の意見が大きく食い違い、異なったことよって平行線を辿ったままなかなか学科課程の決定までに至ることが出来なかった「学院創設委員会」は、すでに総長就任が決定していた平沼騏一郎を会長とする「学科課程制定委員会」をさらに設置し、上記三者の意見を比較検討して学科課程表の作成に当らせることにした。言い換えれば、帝国大学出身であり、かつ、国本社や無窮会、東洋文化学会等を通して在野とも親交があった平沼騏一郎の名もとに均衡を保とうとしたということでもあった。そのため、その中にはそもそも学問思想的には異なる主義が内在しており、争いの火種が胚胎していたのであった。

表1 大東文化学院設立時の学科課程表

	本 科						高 等 科						
	第1学年	1週時間	第2学年	1週時間	第3学年	1週時間	第1学年	1週時間	第2学年	1週時間	第3学年	1週時間	
正 科 目	皇 学	詔勅衍義 直毘靈 神皇正統記 弘道館記述義 新論	5	帝国憲法 皇室典範 明倫和歌集	2	古事記 万葉集 職原抄 公事根源	4	日本書紀 万葉集	4	続日本紀 延喜式 令義解 法曹至要鈔	4	大日本史志類	2
	經 学 及 子 学	孝經 大学 小学	3	中庸 論語 韓非子	8	詩經 書經 孟子 春秋左氏傳 荀子	12	書經 詩經 春秋左氏傳 近思錄 傳習錄	12	周礼 礼記 管子 呂氏春秋 淮南子 孫子	12	周易 儀礼 說文說字 老子 莊子 列子 墨子	17
	史 学	国史略 日本外史 日本政記論文 十八史略	10	元明氏略 清史略 靖獻遺言 太平記	8	史略	4	前後漢書	2	通鑑綱目	2		
	文 学	文章軌範 唐詩選	3	古今集 唐宋八家 文讀本 三体詩	4	明清文鈔 古詩選	3	古文辭類纂 五朝詩別裁集	3	文選 五朝詩別裁集	3	楚辭 古詩源	4
	作 詩 作 文												
	支那語	支那語	4	支那語	3	支那語	3	支那語	2	支那語	2	支那語	1
	参 考 科 目	法学概論 倫理法	4	経済学 論理学 心理学	4	西洋哲学 教育学	4	東洋哲学 西洋思想史 法学原理	5	東洋思想史 社会学 法学原理	5	東西思想比較	4
武 科	劍道 弓道	4	劍道 弓道	4	劍道 弓道	4	劍道 弓道	4	劍道 弓道	4	劍道 弓	4	
科 外	国史眼 讀史余論		日本文学史		支那文学史		音韻学		東洋美術史		金石学		

哲次郎による学科課程の改革は、具体的には、本科一学年「神皇正統記」「弘道館記述義」の時間数削減、本科二学年「明倫和歌集」「古今集」「太平記」と本科三学年及び高等科一学年「古事記」とを廃止することであった。その理由としては、「神皇正統記」「弘道館記述義」は平易で冊数が少ないために週一回程度の講義で足りるのであろうということ、「明倫和歌集」は平易すぎることに、「古今集」は恋の歌が含まれること、「太平記」は小説であること、「古事記」は「日本書紀」の史料でありかつ伝説神話を集めた俗書であること、といった点があげられた。

一方、前述したように、こうした哲次郎の改革意見に対して、「私学派」は、哲次郎が廃止し縮小しようとしているものそれぞれが、いかに議論のすえに設置された「皇学」「史学」として重要な科目・教科書であるかを訴え、哲次郎の「皇典」に対する見解が見当外れであると非難し、哲次郎の主張する改革案は皇学及漢籍の論講を軽視し、「参考科目」を重視するものであると批判した。また、哲次郎が提案する講義形式に改めるということは、私学の伝統的な授業形態であった論講を軽視することであり、しかも講義形式で教員が一方的に進めることで生じる剰余時間は本来重視しているはずの科目に充てるのではなく、いわゆる「参考科目」を充当することになるだけなのは本末転倒であると指摘したのである。初代総長平沼騏一郎が開院式祝辞で、広く智識を得ることは大切であるとしつつも「常に本学院究極の目的に背馳せざることに留意」するように述べたことは前述した通りであるが、この考えは学院設立の根本的な思

想の一つであったと言える。

表1にあるように、創設時の「参考科目」には、「法学」「経済学」「倫理学」「心理学」「教育学」のほか、「西洋哲学」「東西思想比較」等を置いていたが、現代思想や外国語学といった科目は置いていなかった。本来の学院設置目的であるところの「皇学」「漢学」の古典研究に精通する人材を育成するにあたり、そこにさらに外国語や現代思想にも精通しようとすれば結局は何もモノにならないとの「私学派」の考えから、それらの科目は置かないと定めたからであった。このような背景があることから、哲次郎の提案を受けて主要科目を削減してまで「参考科目」内の科目及び時間数を増やすことはそもそもその学院設立理念に反することとなるし、哲次郎の提案は東京帝国大学が当初提案した案そのものであり、三者の中庸案をとつた意味がないと「私学派」は断じたのである。また、「古事記」の排斥に関しては、古来より「古事記」は記紀の二典として最も尊重してきたものであり、これを俗書として排斥することは重大な誤りであると批判したのであった。

さて、「私学派」の急先鋒となった三塩熊太、松平康国、内田周平、佐藤仁之助等による哲次郎批判は、この学科課程論議についてさらに具体的な指摘をなしている。中でも三塩は不敬事件、紛擾事件ともに哲次郎批判を最も多く行った人物の一人である。三塩は「大東文化学院紛擾の顛末」中に収められた「大東文化学院紛擾の真相」の中で、「井上総長の改革案は学問上教育上から割り出したものではない」^⑧として、（平沼騏一郎総長は）「学生思想に何等

の根底が無いのは面白くない。先ず朱註を熟読させて、それを地盤にして諸説を参考折衷させたい」⁽³⁷⁾「読書力は輪講で叩かねば確かならぬ。諸註を涉獵して取捨選択する方法も教へて置かねば」⁽³⁸⁾としていたなどと比較し、哲次郎の改革方針では漢学者養成が成せないと述べた。また、すでに東大の研究方式は旧式であり、現行研究者は再び旧来の方法を選択する風潮となっているとも指摘している。

こうした学科目や教科用書に対する哲次郎の認識に関する批判は、雑誌媒体の中でも特に『東洋文化』⁽³⁹⁾に多く掲載された。

表2を見るとわかるように、『東洋文化』に掲載された哲次郎批判は、「古事記」が正史でないために学科課程における教科用書として適していないとした発言に関する批判が多かったが、ほかに哲次郎の不敬問題に言及しているものも目立つ。筆者には佐藤仁之助の名が多く見られ、大東文化学院教授会において哲次郎が「改革案」を提案し学科課程における教科書選定に関する持説を展開した後、一九二六（大正十五）年一月の同誌において「古事記に就きて井上博士に質す」と題した論稿を発表し、教授会上での発言ということは明言せずに「文学博士井上哲次郎大人の古事記に対する高説を拝聴する事を得たり」⁽⁴⁰⁾として、「日本書紀」から「三代実録」までの六国史は確信できる正史であるが、「古事記」は正史ではないので採用し難いという哲次郎の意見は解し難く、「古事記」は決して一人一己の私撰ではないとして、「古事記」に使われている古語の比較からそれを主張してみせた。また、「此書の大精神は実に

表2 雑誌『東洋文化』に掲載された井上哲次郎の言説批判論稿

佐藤仁之助「古事記に就きて井上博士に質す」	(第24号、大正15年1月1日)
幽石清泉亭「古事記太平記の価値に就て」	(第30号、大正15年9月1日)
清水 正健「井上博士著書の誣罔を弁ず」	(第31号、大正15年11月1日)
佐藤仁之助「井上博士の不敬著書を読む」	(第31号、大正15年11月1日)
「井上氏不敬著書の不敬文字抄録」	(第31号、大正15年11月1日)
佐藤仁之助「井上博士の不敬著書を読む(二)」	(第32号、大正15年12月1日)
松本 洪「我が実を尊重せよ」	(第32号、大正15年12月1日)
内田 周平「井上博士の朱子学者に対する無稽の妄断」	(第33号、昭和2年1月1日)
松本 洪「古典の解釈に就いて」	(第33号、昭和2年1月1日)
大井市太郎「冒瀆不敬問題に就いて井上哲次郎氏に質す」	(第42号、昭和2年11月1日)

我が 皇大御国固有の政教を包括せるが為なるべし、本書に対する天皇の勅諭をかの序に記して 斯乃邦家経緯。王化之鴻基焉。とあるにあらざるや。」⁽⁴⁾と述べ、「古事記」が皇学にける教科書として適当なものであり、大日本帝国憲法第一条に「大日本帝国八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあつてその義解には「古事記」の引用が記されていることを指し、単に「日本書紀」の史料にとどまるものであるとする哲次郎の「古事記」説は誤りであり、これを取るに足りずとするのは憲法のみならず皇室典範の精神をも理解していないことだと非難した。また、松本洪も「私学派」の一人であるが、雑誌『東洋文化』中において佐藤と同様哲次郎批判を痛烈に行い、不敬問題と絡めて「古事記」をはじめとした古典全般における哲次郎の持論の展開を批判した。

なお、哲次郎は佐藤仁之助が「古事記に就きて井上博士に質す」と題して哲次郎批判を行ったことに対して、「総長が教授会に於いて言つた『古事記』及び『日本書紀』に関する意見を『東洋文化』といふ雑誌で駁論してをる。総長の説が著書なり論文なり世に出てをれば之れを批判することは何等差支無いわけであるけれども、総長の意見は世に発表されてをらない、それに教授会は学院の秘密会である、それを公然雑誌上に持ち出して議論することは教授として甚だ其の当を得ないことである」⁽⁵⁾と憤りを見せたものの、結局「古事記」等の解釈に対する批判や学科課程に関する私学派からの「質問」に具体的に答えることはなかった。

そのほか、雑誌『日本及日本人』を見て、やはり佐藤仁之助が「井

上博士に質す古事記と国体論」⁽⁶⁾と題し、「古事記」についての議論を投げかけた論稿を掲載している。「単に学問上の一問題たるのみでなく亶いては御国体に冠する重大問題であると信ずる」⁽⁴⁾と述べ、「一井上博士の古事記論要旨」として学院教授会席上での発言の様子を記し、「二伝統的見地からの質問」として「古事記」を引用して検証しながら「古事記」は正史の中には入らないもの、それは決して一人一己の私撰のものではないとした。さらに『日本及日本人』には「私学派」教授陣による「井上哲次郎氏に与ふる公開状」⁽⁵⁾が掲載され、それは学院総長としての哲次郎を真正面から批判したものであった。特に学科課程（学院教程）について、哲次郎の改革案が学院設立の精神に如何にそぐわないものであるか、その理由をこれまで縷々訴えてきたが全く受け入れられなかったとして以下のように述べた。

「抑々学院の教程は、東西帝国大学及び私立大学に在職する漢学教授の意見を徴し、之に加ふるに大東文化協会理事会の意見を以てし、能く之を湊合して厳密に査定したるもの、其の主旨の一は、西洋文化に対し東洋文化を宣揚する目的より、専ら古学の研究法を取り、碩学鴻儒の後継者を育成せんとするに在り、其の二は皇道に醇化せる儒学を以て、物質文明を趁へる教育の余弊を救ひ、世道人心を導き得べき真人材を養はんとするに在り、（中略）此の主旨精神を遵奉すべきを誓ふ、而るを纔に半歳にして、忽ち半戻して科学的新様の研究法を引き入れんとす、新様の研究法は、現今官私大学に於て皆之を施行す、官私大学

に於て施行するものに依らば、学院の設立は其の特色を失ひ全く無意義に墮して、多額の国帑を徒消すること、ならん」⁽⁴⁶⁾

このように、大東文化学院は帝国大学のみならず他の私立大学とも性格を異にしており、他に類を見ない学科課程の特徴を失えばその存在自体が無意義なものになると主張したのであった。

そのほか、『日本及日本人』には多数の「私学派」からの哲次郎批判の論稿が掲載され、その論点はやはり主として教科書選定問題に関わるものであり、哲次郎の改革方針は大東文化学院の独自性・特色に鑑みてそぐわないとするものであった。

三、同盟休校と紛擾の収束

前述したように、哲次郎は筆禍事件の広がりを防ぐという理由により、一九二六（大正十五）年十月十一日、大東文化学院総長を含む公職をすべて辞職した。しかし、その後も大東文化学院内は総長を含む首脳陣の人事が定まらず、不安定な時期が長く続いた。その経緯を略記すれば、左記のようになる。

一九二六（大正十五）年十月二十三日、大嶋健一を総長事務取扱とし学生の混乱した事態を收拾しようとしたが大嶋が改革案の首唱者の一人であったことからうまく収まらず、代わって中立的立場を通じた鶴沢聡明が翌一九二七（昭和二）年六月二十日に総長事務取扱に就任した。鶴沢は同年九月十七日総長制を廃して自ら辞任することとし、五総務制⁽⁴⁷⁾による事務取扱制度を導入するという方針をとったがこの方法はうまく学院に馴染まず、十一月三十日には再

び鶴沢が総長に就任することとなった。しかし、鶴沢は総長に再就任するにあたって条件を提示し、退職教授及び退学学生の復職復学を認めること、それと同時に官私学間の合同融和をはかることを改善策として講じた。それ以降、翌一九二八（昭和三）年末にかけて事態は収束へと向かうこととなったのであった。

さて、一九二六（大正十五）年六月及び一九二八（昭和三）年七月、こういった教員間の争いと不安定な学院人事及び運営の余波を受けて同盟休校が起った。教員間の争いが波及する形で退学を命じられる、あるいは自主的に退学するといった学生が続出する混乱状態となっており、学院内の経営体制も不安定な状況が長く続いていたためである。

一九二六（大正十五）年六月に起きた一度目の同盟休校は、哲次郎が総長に在任していた時期であり、「改革案」に反対した学生が中心となって起したものであった。学生の挙動に関しては「九分九里までは総長の精神に共鳴同感してをつた」「学生中に僅か三名ばかり異論を唱へたものもあるが、其の他は悉く一致の態度を執り、宣言書を発表したのである、其の中に『今回本学院内に起りたる意外の事件に対しては慎重審議の結果、断じて軽挙妄動を慎み、本院学生たるの体面を汚すが如きことなき様相戒め、専ら現総長の時局を收拾して速に平静に帰せしめらるることを切望する外余念無之候』とあつて、下に大東文化学院学生一同とある」⁽⁴⁸⁾と、自分を支持した学生が殆どであり、早急な解決を学生から望まれていたと哲次郎は振り返るにとどまっている。⁽⁴⁹⁾ 確かに、大東文化協会副

会頭小川平吉⁵⁰へ宛てた「大東文化学院学生一同」からの複数の書簡や「懇願書」などの内容から、協会及び「官学派」を支持していた者が多く居たことが確認出来る。しかし、その一方では「私学派」を支持した学生等が出した書簡や「陳情書」も同様に小川へ届けられていた。

大東文化学院学生や同卒業生等から大東文化協会副会頭小川平吉へ届けられた書簡は、二度目の同盟休校が起った七月前後の一九二八（昭和三）年六月～同年九月だけでも計六通を数える。⁵¹再度起きた同盟休校は、学生の一部は授業に出席せず、講堂を占拠して集会活動を行うなど授業不能の状況となった学院の中で、一部の学院幹部と「官学派」学生とが中心となり同盟休校が決行されたものであった。

一九二八（昭和三）年九月二十一日に小川に宛てられた「陳情書」と記された学生からの訴えには、「官私学ノ大同団結ノ実現」を切望する旨が切々と述べられ、①今後は学生監を設けて無謀なる画策を行うこと、②退学せられた学生等のうち上野及び相良を講師、教務主任心得、学生監督課主任心得といった要職に置くこと、③井上哲次郎総長就任時において退学を命じられた複数の学生を復学させること、④学院及び総長は学生を裏切り新聞社に自己の都合の良い点だけを伝え情報を提供したこと、⑤鶴沢総長は八月中旬に新組織を編制するとしたにも関わらず現在まで全く着手しておらず、これも学生の期待を裏切っていること、⑥そもそも学院紛擾は教員間の問題であるにも関わらず学生の一割に及ぶ二十名を退学・無期限停学

処分したことはおかしいのではないか、といった六点を挙げ、学生同盟休校は「愛校精神の発露」の結果起ったものであり、小川理事より鶴沢総長に善処の進言をすることを求めるとした。因みに、ここに記されている上野及び相良とは、「私学派」教員を支持して一度目に起した同盟休校の責のために退学を命じられた学生であった。

一方、九月二十五日には現在まで多くの学生を処分したのは「私学派」⁵²であり、それら教員の責任を追及することを要求する、とした「私学派」教員を非難する内容の大東文化学院卒業生一同からの書簡が小川宛に届けられている。また、九月二十六日付「懇願書」には「学院総長ヲ新ニ確定セラレタキ」とあり、上野と相良とを復学させた鶴沢総長の解任を要求する旨が記されている。

以上のように、小川平吉に届けられた書簡から、協会及び「官学派」側ばかりではなく、実際には学生間が分裂していた様が見取れる。他方、どちらにも共通して見られるのは、「大同団結」「官私合同」といった語であった。すなわち、どちらを支持するにせよ、学生にとっては官私間が共同して学院の教育にあたることを求めていたという事実が前提にあったことが窺われるのである。

なお、一九二八（昭和三）年七月に二度目の同盟休校が起る直前、六月二十二日に大東文化協会理事木下成太郎が大東文化協会を通し小川平吉宛に送った書簡には、「学院学生今回ノ行為は当然ノコトト認ムコノ際学生ノ要求全部ヲ入シ学院乗取策ヲ陰謀セル一派ヲ一掃セラレンコトヲ望ム」とあり、学生の要求を呑んだ学院運営

が望まれるとしている。それに対し、同日に「私学派」十二名が小川平吉宛に送った書簡中には、「其の教師たると生徒たるとを問はず断然たる処置を為して憚る所あるべからず」「たとひ学生の退学するもの半数又は全部に至り候とも顧るべきにあらず」などと述べられており、「私学派」は「官私合同」が望まれるとしつつも、大東文化学院の目的遂行にあたって学生処分も致し方ないとの考え方を持っていたことがわかる。

「私学派」の急先鋒の一人であった三塩熊太は、同盟休校の事態に際しても多くの意見を発信している。例えば、「大東文化学院学生同盟休校に就いて敢て天下公明の諸公に訴ふ」⁽⁵³⁾と題した論稿では、「学院の学生間に不穩の行動あるを聞くは、誠に苦々しき事なり」とし、あくまで「私学派」の立場からではあるが、こうした官私教員間の争いが学生にも波及し同盟休校まで起きた経緯について詳細を記している。それによれば、直接の原因は、鶴沢総長が退学となっていた「私学派」学生の上野及び相良を起用したことに對して、「官学派」学生として井上哲次郎総長を支持したことにより助教採用されていた近藤、内藤という二人が自己の立場を不安に思ったことから反対運動を起したことに由来するものである、と述べている。この近藤及び内藤を支持した学生は一九二八（昭和三年）六月十八日付「決議」を発表し、(一)川田瑞穂氏ノ即時自決ヲ期ス、(二)上野相良両氏任命ノ取消ヲ期ス、(三)近藤内藤両教授ノ留任ヲ期ス、とした三点を「大東文化学院学生大会」の同意として発表した。三塩は、これらの学生を煽動した教員として北吟吉や

田中逸平の名をあげ⁽⁵⁴⁾、さらに協会幹部や教員の「黒頭巾」に木下成太郎、市村瓊次郎、塩谷温をあげた。なお、川田瑞穂は哲次郎総長時代に「私学派」教員として排斥辞任となっていたところ、鶴沢聡明が総長に就任するにあたり上野・相良と同様に呼び戻され、教授兼学生監に就任した人物であった。このように三塩の記録からは、教員の復職や学生の復学の問題によって、さらに両者の主張が激しくぶつかり合うようになっていった様子が窺われる。

こういった官私間の争いが続く中、同年七月七日、学院は「本院学生ニシテ本学院又ハ教職員若クハ学生ニ對シ自今学生大会又ハ類似ノ名ヲ以テ行動スルコトヲ禁止ス」とした告示を発表し、教授兼教頭であった安井小太郎のほか、川田瑞穂、上野賢知、相良政雄の「私学派」四人及び近藤空、内藤政太郎の「官学派」二人を解職処分とすることとし、同月十日にはその旨を文書掲示によって学院内に周知した。この処分に対して不満を抱いた協会及び「官学派」学生等は同盟休校を起すに至ったのであり、また、その様子は、「六教授の解職から大東文化学院の大騒動」⁽⁵⁵⁾などとして新聞各紙によって報じられた。

学院はこの同盟休校から約半年をかけて事態の収拾を行うこととなり、最終的には一九二八（昭和三年）年十二月に新総長に大津淳一郎が就任したことで紛擾の決着を見ることがとなった。なお、学科課程については「太平記」が削除され授業時間が若干変更されたものが一部あるものの、ほぼ開院時の状態へ戻っている。

四、メディアの風説

ところで、この一連の騒動について当時の新聞報道を見ると、不敬事件が勃発したこともあってか、学院紛擾について批判的な意見が数多くなされていたことがわかる。これについて哲次郎は、次のように述べている。

「是に対して何等報ひらるゝ所は無い、全く猷身の事業であつた、最も了解し兼ねることは都下の大新聞例へば時事、読売、東京日日等の諸新聞に於て悪辣なる宣伝の側だけに乘ぜられて、総長の側の真意の存する処を毫も了解せず、又了解することを努めずして、単に反対側の味方を為して偏に彼等の為めのみ機関たることを甘んじたといふことは風教上甚だ遺憾とすべきことである」⁽⁵⁶⁾

このように回想し、大手新聞の批判に多くさらされたのは、各社が「私学派」教員による煽動に乗せられたからだとしている。しかし、それらに掲載された記事を見てみると哲次郎だけを批判した内容のものばかりではなかった。例えば『大阪朝日新聞』には、「大東文化学院総長、井上哲次郎博士が『古事記は神話、小説、宗教、文学の混化したもので正史と認めぬ』と教科書から抹殺し、教授を罷免して問題を起し、公開状さへツキつけられてる／博士は論拠を当代の科学的研究におき、沈滞固陋に陥りやすいかかる学院の空気が一新の道念と推せられるが／『太安萬侶は文才にかられて潤飾にすぎ』とまで極論するからには、反抗を予期して堂々の戦をなす準備をなせ／戦はあくまで学術的なるを要す攻防ともに国体論をかつぎ

だすのは感心せぬ」⁽⁵⁷⁾とし、中立的立場によって初期の学内の争いを報じているし、同時にそれは学術的な学問上の争いであることを明確に指摘していた。

また、『国民新聞』は「国民論壇」欄において「漢学の死活」⁽⁵⁸⁾と題した大東文化学院紛擾を論じ、「外面的には、その関係者たちの学院における勢力扶植といふ甚だ陋醜な、苦々しき人事関係の暴露である」としつつも、「しかし、さういう外面的な人事問題を離れて、それを内面的に観察するときには、そこには可なり複雑な、そして又、今日の吾々が考えて見なければならぬ学問討究上の問題を含んでゐる」と述べていた。つまり、儒教・漢学に対する見解には大きく二つの異なった考え方が存在しており、その内面には日本の思想的な問題を含んでおり、それがたまたま学院内人事と絡んだ争いとして表面化し、顕在化したものであると見ていたのである。「異なつた考え方」については、「一つは儒学漢学をそれ自らとして攻究し検討しようとするものであり、一方は他のさまざま文化活動と比較して、又は他のさまざま文化活動の背景を考察の中に入れて攻究研究しようとするものである」と述べ、維新以降の極端な欧化主義の傾向は日本社会に歪みをもたらしたが、一方で儒学者の中には極端な支那絶対主義も存在する。それはどちらも日本人としての誇り自覚を持っていないに等しいと評しつつ、いわゆる漢学者には往年の儒教主義の名残が多分に存しているために起きた学問上の争いであるとして、日本社会における今日的な学問問題であることを鋭く示唆していたことがわかるのである。

おわりに

大東文化学院において設立間もなく起きた紛擾は、経営人事に関する騒動であったと同時に、学院設立以前から胚胎していた問題がその根源にあった。すなわち、建学にあたり教育方針や学科課程の検討・決定を多方面の関係者によって協議したために浮き彫りとなった、いわゆる「私学派」と「官学派」とに分かれる学問観上の争いであり、その後起こった学生同盟休校も学院創設以降続いた教員間の争いの余波を被るものであった。

大東文化学院は、「漢学振興に関する建議」に基づき創設された大東文化協会を母体とし、「皇道及び国体に醇化した儒学」を研究し教授することや「特に皇学の一科を設ける」ことを建学目的として設立されており、極端に言えば、皇学や儒学に関したものの以外の知識はここでは必要としないとまでしていた。その教育方法や学科課程は私学のほかに東京帝国大学、京都帝国大学と三者の意見から成されるものとなっていたが、設立準備段階から三者は相容れない意見を持っていた。かろうじて、初代総長となった平沼騏一郎の名のもとで学科課程は制定されたが、開院以後も争いの火種が残っていたであろうことは明らかであった。したがって、井上哲次郎の第二代総長就任及び「改革案」の提案は紛擾勃発のきっかけとはなかったが、もともと学院内に燻っていた問題を表面化したものであったとも言えるのである。すなわち、大東文化学院の建学精神や目的に相容れるものはどれか、かつまた本当にそれを「大同団結」「官私合同」と出来るのか、そういったことに対する歪みが早々に吐露し

たものであった。

その背景には「皇学」とは何か、という学問観上の問題があった。哲次郎が否定した「古事記」「太平記」といった科目は、「学科課程表」の中でも特に大東文化学院における「究極の目的」とされた「皇学」の一科目として置かれていたものであった。特に「私学派」教員等にとって「学科課程表」は「学院の憲法」と呼ぶほどに重要性を持つものであり、その学科目が否定されることは学院の理念を否定されることであり、さらに言えば学院設立理念を否定されることにも等しいものであった。一方で、当時の大学や専門学校、高等師範学校において「古事記」「太平記」といった科目を置くところが他になかったということは、大東文化学院の教育理念がいかに特殊であったかということの意味する。儒学や漢学を専攻する他の高等教育機関と比較して、「皇学」としか言いようのない学科目を特別に配置していたことは哲次郎にとっては理解し難いものであったかもしれない。それと同時に、哲次郎の提案した「改革案」はそもそも哲次郎が想起したのではなく、大東文化協合理事木下成太郎等の意が多分に含まれていたという点に注目しておきたい。哲次郎辞任後の紛擾後半の関係図において、学院と協会との意見の相違が見られることから、木下を中心とした協会側は基本的に学院方針と学科目方針に相容れないものがあったことがわかるのである。

以上のような官私間における学問観の相違と争いは、哲次郎の不敬事件をも誘発する一つの背景となった。それは、一面的には在野学者の不遇感を体現した結果であったが、一方でマスコミの反応を

見てもわかる通り、学問上の争いとして極めて対等にして今日的な学術問題であることが指摘されていたのである。

〈注〉

- (1) 森川輝紀『国民道徳論の道』三元社、二〇〇三年五月、一三〇頁。
- (2) 渡辺治「天皇制国家秩序の歴史的研究序説―大逆罪・不敬罪を素材として―」『社会科学研究』第三〇巻第五号、東京大学社会科学研究所、一九七九年、二六七頁。
- (3) 前掲、森川輝紀『国民道徳論の道』、一六四頁。
- (4) 高橋陽一「井上哲次郎不敬事件再考」『近代日本における知の配分と国民統合』第一法規、一九九三年、三四八頁。
- (5) 前掲、高橋陽一「井上哲次郎不敬事件再考」、三四九頁。
- (6) 前掲、高橋陽一「井上哲次郎不敬事件再考」に詳しい。一方、佐藤秀夫は、哲次郎の不敬事件は、朝鮮で起こった独立運動「二三事件」後に哲次郎が公表した「教育勅語改訂論」に起因するものではないかとの見解を示している。（『続・現代史資料8』みすず書房、一九九四年、四二―四三頁）。
- (7) 井上哲次郎「筆禍事件の真相」『日本精神の本質』昭和九年七月五日、九頁。『井上哲次郎集 シリーズ日本の宗教学②』第六卷、二〇〇三年三月二十五日所収。
- (8) 前掲、高橋陽一「井上哲次郎不敬事件再考」、三五八頁。
- (9) 同年九月より財団法人へ改組された。初代会頭は大木遠吉。その「寄付行為」中に示された目的には「我皇道に遵ひ及国

体に醇化せる儒教に拠り国民道義の扶植を図ること」（第二章第二條一項）とあり、またさらに「本邦現時の情勢に鑑み儒教の振興を図り及び東洋文化を中心とする大東文化学院を設立維持すること」（第二章第二條二項）として大東文化学院の設置を最大の目的の一つと定めていた。

- (10) 「大東文化学院学則」第一章総則第一條。東京都公文書館所蔵。
- (11) 平沼騏一郎「大東文化学院第一回始業式訓示」、大東文化学院同学会『同学』第一号、大正十四年十月八日。
- (12) 一九二五（大正十四）年二月十七日に出された牧野謙次郎書簡には、平沼総長の辞任と次代総長に哲次郎が選ばれた旨が記されている。また、一九二五（大正十四）年四月三日に出された大木遠吉書簡には、哲次郎の総長就任に際し「協会と学院との調和」を願う主旨の内容が記されている。
- (13) 井上哲次郎「大東文化学院改革の真相」『東亜の光』第二十一卷第六号、大正十五年六月一日、六〇七頁。
- (14) 「大東文化学院改革顛末」『大東文化』第三卷六月号。大東文化大学創立五十周年記念史編纂委員会編『大東文化大学五十年史』、昭和四十八年九月二十日、二二七―二二八頁所収。
- (15) 『大東文化学院紛擾の顛末』、奥付なし。大東文化大学図書館所蔵。「私学派」発表のもので、内容は、元大東文化学院教授有志「大東文化学院の紛擾に就いて」、「大東文化学院紛擾資料」、幹事三塩熊太「大東文化学院紛擾の真相」の三部構成となっている。

- (16) 著者は三塩熊太で元大東文化学院幹事。同著の中で「余は全然斯学の門外漢である」と述べつつも、早稲田大学出身として紛擾時には「私学派」意見の先鋒者となった。しかし、井上哲次郎の郷里である大宰府の後輩であったことから哲次郎とそもそも親交があったため、哲次郎が大東文化学院教授となる際にも積極的に就任を勧めたと同著の中で述べている。
- (17) 前掲、井上哲次郎「大東文化学院改革の真相」、六〇七頁。
- (18) 前掲、井上哲次郎「大東文化学院改革の真相」、六〇七—六〇八頁。
- (19) 前掲、井上哲次郎「大東文化学院改革の真相」、六〇八頁。
- (20) 前掲、井上哲次郎「大東文化学院改革の真相」、六一〇頁。
- (21) 前掲、井上哲次郎「大東文化学院改革の真相」、六〇八—六〇九頁。
- (22) 前掲、井上哲次郎「大東文化学院改革の真相」、六〇九頁。
- (23) 前掲、井上哲次郎「大東文化学院改革の真相」、六一〇頁。
- (24) 前掲、井上哲次郎「大東文化学院改革の真相」、六一一頁。
- (25) 大東文化協会『大東文化』第三巻第四号(大正十五年三月)、第三巻六月号(大正十五年六月)、『大東文化大学五十年史』二二五—二二八頁所収。
- (26) 前掲、大東文化協会『大東文化』第三巻六月号、『大東文化大学五十年史』二二六頁。
- (27) 松本洪「名誉毀損の浮説に就きて」、奥付なし。
- (28) 「国民論壇」「国民新聞」大正十五年五月六日。
- (29) 尾花清『大東文化学院創立過程基本資料』大東文化大学人文科学研究所、二〇〇五年四月二十五日、四四二頁。
- (30) 「私学派」教員曰く、「学科課程表は本学院の最も尊重すべき憲法」であった。前掲『大東文化学院紛擾の顛末』、五頁。
- (31) 「社会思想的に見れば、大東文化協会と大東文化学院がこの時期に『皇道』と『皇学』を使用していることは、一九三〇年代の日本ファシズム思想の先駆的な役割を果たしことになる」(前掲、尾花清『大東文化学院創立過程基本資料』、四四五頁)との見解があるように、大正末期の社会においても広く浸透した言葉ではなかった。
- (32) 前掲『大東文化学院紛擾の顛末』、三頁。
- (33) 前掲『大東文化学院紛擾の顛末』、三頁。
- (34) 前掲『大東文化学院紛擾の顛末』、四頁。
- (35) 前掲『大東文化学院紛擾の顛末』、四頁。
- (36) 前掲、三塩熊太「大東文化学院紛擾の真相」、九一頁。
- (37) 前掲、三塩熊太「大東文化学院紛擾の真相」、九一頁。
- (38) 前掲、三塩熊太「大東文化学院紛擾の真相」、九一—九二頁。
- (39) 雑誌『東洋文化』は平沼騏一郎を会長とした東洋文化学会の機関誌であり、同学会は大東文化協会創設にあたって中心的な働きをなした。
- (40) 前掲、佐藤仁之助「古事記に就きて井上博士に質す」、三八頁。
- (41) 前掲、佐藤仁之助「古事記に就きて井上博士に質す」、三九頁。
- (42) 前掲、井上哲次郎「大東文化学院改革の真相」、六一一頁。

- (43) 佐藤仁之助「井上博士に質す古事記と国体論」「日本及日本人」第百号、一九二六（大正十五）年六月一日。
- (44) 前掲、佐藤仁之助「井上博士に質す古事記と国体論」九頁。
- (45) 前大東文化学院教授同人「井上哲次郎氏に与ふる公開状」「日本及日本人」第百一号、大正十五年六月十五日。
- (46) 前掲、前大東文化学院教授同人「井上哲次郎氏に与ふる公開状」、二二頁。
- (47) 小川平吉、平沼騏一郎、鈴木喜三郎、山本悌二郎、鶴沢聡明の五人によって学院運営にあたるとしたものであった。
- (48) 前掲、井上哲次郎『大東文化学院改革の真相』、六一四頁。
- (49) 例えば、一九二八（昭和三）年十月十八日に哲次郎宛に出された学生（川浦玄智）からの書簡を見ると、二度目の同盟休校後九月七日を以って退学を命ぜられたが、当初より哲次郎を尊敬し今もその方針を支持しているといった内容の書簡が残されている。
- (50) 後に大東文化協会第四代会頭となった。
- (51) 国立国会図書館憲政資料室「小川平吉文書」（R1及びR20）に収められているもの。
- (52) ここでは、松平、佐藤、池田、今井といった名前があげられていた。
- (53) 三塩熊太「大東文化学院学生同盟休校に就いて敢て天下公明の諸公に訴ふ」、奥付なし。
- (54) 北吟吉と田中逸平からは、大東文化協会総務の五人宛てに、

一九二八（昭和三）年六月二十六日付で書簡が送られている。それによれば、「退学を命ぜし学生相良、上野の二君に対し、先般鶴沢総長の名を以て其の処分を取り消し、更に学院の要職に就かしめたるは、当時の全教授講師の面上に泥を塗れるものであると訴え、これら紛擾全体の責任をとって総務五人全員の辞職と謝罪とを求めるとする内容が記されている。

- (55) 『読売新聞』一九二八（昭和三）年七月十三日。
- (56) 前掲、井上哲次郎『大東文化学院改革の真相』、六一四頁。
- (57) 「天声人語」「大阪朝日新聞」一九二六（大正十五）年六月三日。
- (58) 「国民論壇」「国民新聞」一九二六（大正十五）年五月六日。
（あさぬま にな 大東文化歴史資料館）